

子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外）のご案内

食費などの物価高騰による影響を特に受けやすい非課税の子育て世帯に対して、生活支援を行う観点から給付金の支給を行います。

【支給対象】

支給要件	支給対象児童	手続きなど
① 令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金を受給した方	平成16年4月2日（障害がある児童の場合は、平成14年4月2日）から令和5年2月28日までに生まれた児童	申請不要です。 7月上旬に支給予定です。
② ①以外の世帯の方で、令和5年度住民税（均等割）が非課税世帯の方	平成17年4月2日（障害がある児童の場合は、平成15年4月2日）から令和6年2月29日までに生まれた児童	申請手続きが必要です。 担当までお問い合わせください。
③ 令和5年1月1日以降に物価高騰の影響を受けて、家計が急変し、令和5年度住民税（均等割）が、非課税相当の収入となった世帯の方		

【給付額】 児童一人あたり一律5万円

【申請手続きなど】

上記支給要件に該当し、申請手続きが必要な方は、下記担当までお問い合わせください。

また、要件に該当するか不明な場合なども、お問い合わせください。

【申請期限】 令和6年2月29日（木）

子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯）のご案内

食費などの物価高騰による影響を特に受けている児童扶養手当受給者世帯等のひとり親家庭を支援するために、給付金の支給を行います。

【支給対象者】

18歳になった最初の3月31日までの児童（平成17年4月2日以降令和5年2月29日までに生まれた児童）を監護・養護するひとり親家庭のうち、次のいずれかに該当する方

- ① 令和5年3月分の児童扶養手当を受給された方
- ② 令和5年4月分の児童扶養手当より新規で受給されるようになった方
- ③ 公的年金等を受けていることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
- ④ 物価高騰の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方

【給付額】 児童一人あたり一律5万円

【申請手続きなど】

①②に該当している方は、申請不要です。

（すでに東京都から児童扶養手当の受給口座に支給されていますので、ご確認ください。）

③④に該当されると思われる方は、申請が必要ですので、下記までお問い合わせください。

【申請期限】 令和6年2月29日（木）

※このページの内容の問い合わせ、申し込みは、子ども家庭支援センター ☎85-2611